平成２３年（フ）第７８０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目28番17号　第１マンション101号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目15番１―611号
債務者　下口　治男
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８７号
兵庫県西宮市浜甲子園２丁目14番３号
債務者　池上　正之
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７９０号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番21―913号、前住所兵庫県西宮市神垣町４番25―504号
債務者　塩谷由紀子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６号
沖縄県名護市大西４丁目17番30号
債務者　又吉　克司
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第５７号
沖縄県名護市東江３丁目13番11号
債務者　上間　博文
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第３８８号
盛岡市西青山３丁目40番24号
債務者　山岡　武志
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４０７号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字牧野林742番地２
債務者　四戸　時夫
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２０７号
兵庫県明石市松が丘１丁目２番１―511号、旧住所神戸市垂水区南多聞台１丁目９番Ｃ―705号
債務者　ａｘｉｏｎこと　山﨑　敬子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２６８号
神戸市西区伊川谷町別府766番地の６　３―326号
債務者　三島昌士こと　文　　昌英
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
神戸市西区伊川谷町別府766番地の６　３―326号
債務者　三島志津代
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
神戸市西区二ツ屋２―15―６　グループホームＣＨＩＡＫＩほおずき神戸玉津、住民票上の住所神戸市西区学園西町７丁目３番地707―403号
債務者　浦上美智子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
兵庫県明石市大久保町森田148番地の16
債務者　岩下　浩康
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
神戸市西区北別府３丁目１番地の６　リベール西神戸クイーンズ601号
債務者　牛尾　忠之
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
福島県石川郡石川町大字中野字蛇石２番地中野南団地601号
債務者　本田　泰子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第５７６号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目５番地24棟404号
債務者　落合　正和
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６６０号
千葉県松戸市大橋52番地の２　ハイムアネックス209号
債務者　芹澤　邦日（旧姓真下・冨武）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６７３号
千葉県柏市南増尾１丁目15番４―205号
債務者　紫藤ゆき江（旧姓児玉・森本）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部